

令和6年10月より

患者様希望による先発医薬品は 『特別料金』が設定されます

(選定療養費)



特別料金（選定療養費）について

要件にあった先発医薬品において、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者様が自己負担する仕組みです。

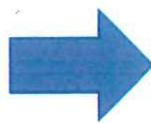
- ・あらかじめ定められた後発医薬品が対象です。
- ・医療上必要と医師が判断した場合、薬局の在庫不足等やむを得ず先発品を処方する場合は対象外です。
- ・選定療養費の計算額は、先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の差額のうち、4分の1相当です。※点数計算による端数処理で誤差が発生します。
- ・選定療養費は課税対象の為、消費税が上乗せされます。
- ・公費負担等の自己負担がない患者様も対象です。

自己負担額（保険適用自己負担額および特別料金）の計算例

例) アレジオン錠 20 就寝前 1 錠 7 日分 処方の場合 (3割負担の患者様の場合)
(先発医薬品薬価 27.30 円、最高価格帯後発医薬品薬価 19.30 円)

令和6年9月まで

保険適用自己負担額 60 円



令和6年10月以降

保険適用自己負担額 60 円

選定療養費（税込み） 77 円

※2024年6月27日時点の情報に基づいて解釈し、計算しています。
今後の新情報により、内容変更される可能性があります。

医薬品によって患者様負担額は大きく異なります。詳細は薬局にてお尋ねください。